

第9期いきいき高齢者プランまいばらを策定しました

☎市 高齢福祉課 ☎53-5122 ☎53-5119



基本理念

住み慣れた地域で ともにつながり支え合い
自分らしく 安心して暮らせるまち まいばら

令和6年度からの介護保険料は
基準額(月額)を6,900円に改定します

改定のポイント

- ①保険料の区分(所得段階)を国の基準より細分化し、所得に応じた保険料とします。
- ②低所得者(所得段階が1から3の人)の保険料負担を軽減しています。
- ③介護保険事業基金(貯金)を取り崩し、介護保険料の基準額を抑えます。

安定した経営を続けるために、
皆様のご理解をお願いします。



具体的な保険料は6月中旬に個別通知でお知らせします

所得段階	対象者		第9期 保険料 (年額)
	市民税	本人の ①課税年金収入 ②合計所得金額	
1	世帯全員が 非課税	・①+②が80万円以下 ・本人が生活保護受給者または老齢福祉年金受給者	22,800円
2		①+②が80万円を超え120万円以下の人	39,840円
3		①+②が120万円を超える	56,760円
4	課税世帯のうち 本人は非課税	①+②が80万円以下	74,520円
5		①+②が80万円を超える	82,800円
6	課税	②が45万円未満	95,280円
7		②が45万円以上120万円未満	99,360円
8		②が120万円以上210万円未満	107,640円
9		②が210万円以上320万円未満	124,200円
10		②が320万円以上410万円未満	140,760円
11		②が410万円以上500万円未満	157,320円
12		②が500万円以上590万円未満	173,880円
13		②が590万円以上680万円未満	190,440円
14		②が680万円以上	198,720円

第9期
基準額

令和6年度から後期高齢者健康診査の対象者を拡大します

☎市 市民保険課 ☎53-5114 ☎53-5118

滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013

滋賀県後期高齢者医療広域連合では、生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防することを目的に、これまで対象者を限定して健康診査を実施してきましたが、今後は被保険者の皆さんが広く健康診査を受診し、健康づくりに役立つよう、令和6年度から健康診査の対象者を拡大します。

	これまで	令和6年度から
①糖尿病等の生活習慣病により医療機関を定期的に受診し、血液等の検査歴がある人	対象外	対象
②要介護認定を受けている人で血液等の検査歴がある人	対象外	対象
③病院や老人ホーム等に入院や入所をしている人	対象外	対象外

※対象者が大幅に増えるため混雑が予想されます。受診時期を繁忙期(9月、10月や冬季予防接種期間)からずらす等、分散受診にご協力をお願いします。

対象者へは、
5月下旬に受診券(無料)を
送付します。
受診方法や実施医療機関等は
同封の書類をご確認
ください。

中学生部活動用具等購入補助金を交付します

☎市 教育総務課 ☎53-5151 ☎53-5129



子ども自身が選択した部活動(民間のクラブチームを含む)に勤しむことができるよう、部活動にかかる用具等の購入を支援するため、「中学生部活動用具等購入補助金」を交付します。

対象者 以下の全てに該当する人

- ・市内在住の中学1年生の保護者、中学生の子どもがいる就学援助の受給者、特別支援教育就学奨励費の受給者のいずれか
- ・市税等および学校給食費の滞納が無い人
- ・生活保護を受けていない人

交付金額

対象生徒一人につき1万5千円/年(補助率1/2)
※就学援助受給者は対象生徒一人につき3万円/年(実費)

受付場所

市内各中学校、教育総務課(市外中学校へ通学の人のみ)

申請書配布場所

市内各中学校、教育総務課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター

※市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

受付期間
5月17日(金)まで

女性活躍推進補助金 提案事業を募集します



岡市 人権政策課 ☎53-5167 ㊟53-5148

女性の社会参画および活躍を推進するため、地域の女性の活躍を推進する団体の取り組みを支援します。

対象団体

- 以下の**全て**に該当すること
- ・市内在住、在勤または在学する5人以上で構成され、構成者の過半数以上が女性である
 - ・活動拠点が市内にあり、その活動が主に市内で行われている
 - ・営利を目的とした団体でない

補助対象事業

- ・男女共同参画への取り組みを推進する活動(研究会、研修会の参加、先進地視察)
- ・男女共同参画への理解を深め住民間の共通理解を図る活動(講演会、研修会、学習会)
- ・男女共同参画への情報を提供し、取り組む気運を醸成する活動(啓発チラシ、パンフレット、広報誌の作成)

補助額

1団体につき上限30万円(予算の範囲内)

応募方法

5月31日(金)までに応募書類*を人権政策課まで持参または郵送してください。
*市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

提出先 〒521-8501 米原市米原1016
米原市役所 人権政策課宛

日常生活用具の給付品目を追加しました



岡市 障がい福祉課 ☎53-5123 ㊟53-5119

市では重度障がい者等日常生活用具給付等事業において、在宅で心身に重度の障がいがある人の日常生活の支援を行うために、様々な用具を給付しています。令和6年度からは以下の7品目を追加しましたので、ぜひ、ご活用ください。

追加品目

- ・正弦波インバーター発電機
- ・ポータブル電池(蓄電池)
- ・DC/ACインバーター(カーインバーター)
- ・人工呼吸器用外部バッテリー
- ・人工内耳用電池(空気電池)
- ・人工内耳用電池(充電器)
- ・人工内耳用充電器

申請方法

障がい福祉課、山東支所、各市民自治センターまたは各行政サービスセンターへお越しください。
※給付希望の人は、購入前に申請が必要です。
※介護保険制度によるサービスを優先します。
※所得制限があります。

男女共同参画審議会委員を募集します



岡市 人権政策課 ☎53-5167 ㊟53-5148

男女共同参画社会の実現に向けて、今後の施策等について審議いただく審議会の委員を募集します。

応募資格

- ・市内在住、在勤または在学の18歳以上(令和6年7月1日現在)
- ・市が設置する他の審議会等の委員に2つ以上就いていない

任期

令和6年7月1日から2年間

募集人数

1人

報酬

会議1回につき5,000円

応募方法

5月1日(水)~20日(月)に、申込書*をファクス、メール、郵送または持参で人権政策課へ提出してください。
*人権政策課、山東支所、各市民自治センターに設置するほか市公式ウェブサイトからダウンロードもできます。

提出先 〒521-8501 米原市米原1016
米原市役所 人権政策課宛
✉jinsui@city.maibara.lg.jp

自動車燃料費・福祉タクシー 運賃等を助成します



岡市 障がい福祉課 ☎53-5123 ㊟53-5119

対象者

①自動車燃料費助成

自動車税または軽自動車税の減免の対象となる、身体障害者手帳1級~4級(障がい部位による)、療育手帳A1・A2または精神障害者保健福祉手帳1・2級を持つ人

②福祉タクシー運賃助成

身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、または精神障害者保健福祉手帳1・2級を持つ人

③リフト付きタクシー運賃助成

全身性障がいのため、リフト付きタクシーの利用でなければ移動が困難な人

助成内容

助成区分に応じて、1カ月あたり2~8枚の助成券(①・②は500円券、③は2,000円券)を交付します。
※助成券の交付は①~③のうちいずれか1種類のみ。
※再発行はしません。

申請方法

対象の手帳を障がい福祉課、山東支所、各市民自治センターまたは各行政サービスセンターへ持参してください。

自動車燃料費助成を申請する場合、右記の持ち物が必要です。

- ▶ 運転免許証
- ▶ 令和5年度の自動車税の減免確認書類、軽自動車税の減免確認書類、車検証のいずれか